

## 平成30年4月和水町議会第1回臨時会会議録

平成30年4月24日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 平成30年4月24日午前10時00分招集

2. 平成30年4月24日午前10時00分開会

3. 平成30年4月24日午後5時56分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 北原望 書記 泉法子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	教育長	小出正泰
総務課長	上原真二	総合支所長兼住民課長	樋口哲男
会計管理者	高岡悦雄	まちづくり推進課長	高木浩昭
税務住民課長	石原康司	健康福祉課長	坂口圭介
商工観光課長	大山和説	建設課長	中嶋光浩
農林振興課長	富下健次	農業委員会事務局長	松尾修
社会教育課長	前渊康彦	町立病院事務部長	池上圭造
特別養護老人ホーム施設長	樋口幸広	学校教育課長	下津隆晴

12. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 副議長選挙

追加日程第4		議席の指定
追加日程第5		常任委員の選任
追加日程第6		議会運営委員の選任
追加日程第7		政治倫理調査会委員の選任
追加日程第8	発議第1号	広報調査特別委員会の設置に関する決議
追加日程第9		有明広域行政事務組合議会議員2人の選挙
追加日程第10		選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
追加日程第11		所信表明
追加日程第12	承認第2号	専決処分の承認について（平成29年度 和水町下水道事業会計補正予算（第6号））
追加日程第13	承認第3号	専決処分の承認について（平成29年度 和水町一般会計補正予算（第6号））
追加日程第14	承認第4号	専決処分の承認について（和水町税条例の一部改正について）
追加日程第15	承認第5号	専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部改正について）
追加日程第16	承認第6号	専決処分の承認について（和水町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について）
追加日程第17	議案第30号	平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）
追加日程第18	同意第17号	監査委員の選任について
追加日程第19		閉会中の継続審査について

## 開議

○議会事務局長（北原 望君） 御起立をお願いします。

おはようございます。御着席ください。

議会事務局長の北原です。本臨時議会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、出席議員の中では森潤一郎議員が年長議員でございますので、御紹介いたします。

森議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（森 潤一郎君） ただ今、御紹介いただきました森潤一郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、何とぞ格段の御協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

ただ今から、平成30年第1回和水町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

開会 午前10時2分

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（森 潤一郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席といたします。

---

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（森 潤一郎君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番荒木宏太君及び2番白木淳君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（北原 望君） 1番荒木宏太議員、2番白木淳議員、3番齊木幸男議員、4番坂本敏彦議員、5番竹下周三議員、6番高木洋一郎議員、7番秋丸要一議員、9番蒲池恭一議員、10番松村慶次議員、11番庄山忠文議員、12番池田龍之介議員、8番森潤一郎議員。

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。荒木宏太君、白木淳君、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、蒲池恭一君12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、蒲池恭一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今議長に当選されました蒲池恭一君がおられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告示をします。

議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。蒲池恭一議員は登壇してください。

○議長（蒲池恭一君） 改めましておはようございます。蒲池でございます。

議長就任に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

ただ今、皆様方の御推挙をいただきまして、不肖私蒲池恭一が、和水町議会第5代議長の要職に就かさせていただくことになりました。誠に身に余る光栄と、同時にその責任の重さに身の引き締まる思いをいたしているところであります。

これもひとえに、諸先輩方々の御指導と議員各位の御支援によるものでありまして、心から心から感謝申し上げます。

さて、御案内のとおり、和水町出身であります金栗四三氏を主人公とした大河ドラマ「いだてん」が、来年の1月から放送される予定の中、ただ今収録がなされております。また、菊池川流域の2000年にわたる米づくりが日本遺産に認定されるなど、この農法に際し、和水町としてどのような果実を生みだすことができるのかが重要だと考えております。

そして、和水町にとって大きな課題は、人口減少、超高齢化に直面していることを我々が認識をし、平成28年度に策定しております和水町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、地域に活力を、働く喜び、希望の町。基本目標、人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われる町。基本目標、ここで育ち、育ててよかったと、育ててよかったと言える町。自分らしく輝ける町。基本目標、つながりと安心にあふれる快適な町。この基本目標を基に、国・県と連携し、自らが主体的に考え、創意工夫による効果的な取り組みとスピード感をもって取り組んでいくことが、進めていくことが必要になっております。

また、先般、高巣町政が誕生しております。御当選、誠におめでとうでございます。重要な政策課題への対応は待ったなしの状況であります。これらの課題に直面、正面から向き合うためには、オール和水中で実効性ある施策に取り組んでいくことが必要でありますので、町議会といたしましても、町民の方々の声を十二分に反映しながら、そして、この和水町をどのような形で次世代へバトンタッチすることができるのかが大事だと考えております。町と協力体制のもと、二元代表制の一翼を担う議決機関として、しっかりとその役割を果たしていく、いかなければならないと考えております。

このたび新たなメンバーでスタートする町議会が、町民の付託に応え、活発な議会活動を通じて、この使命を達成できるよう、旧菊水町・旧三加和町、そして和水町が誕生して13年目の中、長きに渡って築き上げられた議会の伝統を受け継ぎ、議会秩序の維持と公平・公正で円滑な議会運営を努め、町政の発展のため、微力でございますが精一杯努力していく所存であります。どうか議会議員各位の御指導と御協力、更には町民の皆様方の御理解・御支援を心からお願い申し上げます。

最後になりますが、高巣町長をはじめ執行部の皆様方、そして、職員の皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（森 潤一郎君） 議長就任のあいさつが終わりました。これで臨時議長の職務は全

部終了しました。御協力誠にありがとうございました。

蒲池恭一議長、議長席へお着き願います。

○議長（蒲池恭一君） それでは、これより私が議長の職務を執らせていただきます。議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時19分

再開 午前10時27分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付しております追加日程のとおり、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、会議録署名議員の指名から、追加日程第18、同意第17号「監査委員の選任について」、これまでの18件を追加することに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番荒木宏太君、2番白木淳君を指名します。

---

#### 追加日程第2 会期の決定について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

---

#### 追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の入口を閉めます。

ただ今、出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番齊木幸男君及び4番坂本敏彦君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。先ほどの議長選挙に準じて、1番議員から順次投票をお願いいたします。

投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。齊木幸男君、坂本敏彦君の開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、森潤一郎君に9票、庄山忠文君に3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、森潤一郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今副議長に当選されました森潤一郎君がおられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

森潤一郎君、副議長当選の承諾とごあいさつをお願いいたします。登壇してお願いいたします。

○副議長(森潤一郎君) 皆さん、改めましてこんにちは。

思いもかけず、副議長という要職に投票いただきました。身に余る光栄を感じております。浅学非才な身ではありますが、精一杯議長を支えながら、町発展の要に尽力したいというふうに思います。

非常にこう、何も準備をしておりませんでしたので、申し上げることがちょっとまとまりを得なくて本当に申し訳ないと思いますけど、精一杯頑張りたいと思いますので、これで御容赦をお願いしたいと思います。本当、ありがとうございました。

○議長(蒲池恭一君) しばらく休憩いたします。10時50分より会議を開きます。

---

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

---

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第4 議席の指定について

○議長(蒲池恭一君) 追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付しました議席表のとおり指定い

たします。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました各常任委員の方々は、休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時48分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務文教常任委員長に池田龍之介君、副委員長に竹下周三君、厚生建設経済常任委員長に坂本敏彦君、副委員長に齊木幸男君、以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時49分

再開 午前11時58分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

9番 庄山忠文君

○

9番（庄山 忠文君） 9番の庄山でございます。ちょっとお尋ねいたします。

議会運営委員会、これは6名ということで議会運営をなされると。そういう中で、各委員会から3名ずつ。その中で、この議会運営委員会の中の議長という責務、このやつはどのような形態でこれから先やっていかれるのか、その自体をお尋ねしたいと思います。議長がこの委員会の中の1名に入るのか、議長の発言権はないのか、その点。

○議長（蒲池恭一君） 私のほうからお答えします。議長はオブザーバーとして参加するように、前回の申し合わせの事項の中に入っていたと思います。副議長も含めて一緒だと思います。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） はい、わかりました。

○議長（蒲池恭一君） ありがとうございます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました委員の方々は、休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から開会したいと思います。

---

休憩 午前12時0分

再開 午後1時14分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について御報告いたします。

委員長に高木洋一郎君、副委員長に竹下周三君、以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いたします。

---

## 追加日程第7 政治倫理調査会委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第7、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。政治倫理調査会委員の選任については、政治倫理に関する条例第11条第2項の規定によって、議長が会議に諮って選任することとなっております。

お手元にお配りいたしましたとお選任したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、政治倫理委員会委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

正副会長が決定しておりますので報告させていただきます。

政治倫理調査会における正副会長の互選の結果について報告いたします。会長に庄山忠文君、副会長に竹下周三君、以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### 追加日程第8 発議第1号 広報調査特別委員会設置に関する決議について

○議長(蒲池恭一君) 追加日程第8、発議第1号「広報調査特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

11番 森 潤一郎君

○11番(森 潤一郎君) 11番 森です。広報調査特別委員会設置に関する決議としまして、提出の理由を述べます。

本町自治における議会の果たす役割と責務は重大であり、その活動状況については、一層の情報公開を図り、町民の理解と関心を高めることが必要である。そのため、議会の審議・活動状況の周知において重要な手段である議会広報の発行及び編集、その他広報に関する事項について調査・研究を行うため、広報調査特別委員会を設置する。以上であります。

○議長(蒲池恭一君) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今設置されました広報特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

正副委員長が決定しておりますので報告いたします。

広報調査特別委員会委員における正副委員長の互選の結果について報告いたします。委員長に森潤一郎君、副委員長に高木洋一郎君、以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いいたします。

---

#### 追加日程第9 有明広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長(蒲池恭一君) 追加日程第9、有明広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

有明広域行政事務組合議会議員の指名を行います。有明広域行政事務組合議会議員に、池田龍之介君、荒木宏太君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名しました方々を、有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名いたしました池田龍之介君、荒木宏太君、以上の方々が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今有明広域行政事務組合議会議員に当選されました池田龍之介君、荒木宏太君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選の承諾と就任のあいさつを壇上にて求めます。

まず最初に、池田龍之介君。

#### 10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) こんにちは。ただ今推選していただきました池田であります。また4年間、2市4町、有明広域圏の行政について、和水町を代表して出席して、よりよい有明広域圏を作るために努力をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、荒木宏太君。

1 番 荒木宏太君

○1 番（荒木宏太君） 皆さん、こんにちは。推選をいただきました荒木宏太と申します。

玉名・荒尾の有明広域の構成市町議員の方々とともに、しっかりと有明広域行政事務組合議員として頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） お二方にはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

#### 追加日程第10 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第10、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

はじめに、選挙管理委員の指名を行います。選挙管理委員に前淵昭信君、内野祐治君、西川圭一君、渡辺進一君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名した方々が選挙管理委員会の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名いたしました前淵昭信君、内野祐治君、西川圭一君、渡辺進一君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員補充員に、1 番船津龍哉君、2 番有富孝一君、3 番木下龍二君、4 番牛島一敏君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名しました方々を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名いたしました1 番船津龍哉君、2 番有富孝一君、3 番木下龍二君、4 番牛島一敏君、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午後1時 26分

再開 午後4時5分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第11 所信表明

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第11、所信表明。ここで、去る3月25日に施行されました和水町長選挙において当選果たされました高巢町長に所信表明をお願いしたいと思います。

町長 高巢泰廣君

○町長（高巢泰廣君） 皆さん、こんにちは。本日は平成30年第1回和水町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。まず、先の選挙により、ここに新しく12名の議会議員の皆様が誕生され、お揃いになりましたこと、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

私も先の町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援を賜り、去る4月16日、町長就任式を経て町長を拝命し、町政運営を担当させていただくことになりました。今回の選挙におきまして、多くの皆様の声を、お気持ちを聞くことができました。今、そうした町民の一人一人の町政に対する熱い思いと、これからの和水町に対する期待の大きさを思い起こすと、その任に当たりますことは身に余る光栄でありますとともに、改めて責務の重大さを痛感いたしております。

私は、平成18年から約12年間、和水町議会議員を務めさせていただきました。安全で安心なまちづくり、合併してよかったと思えるまちづくりを目指して活動してまいりました。これからも子どもたちの瞳が輝く、高齢者の皆さんが安全・安心して暮らせるまちを作り上げていかなければなりません。議員の皆様の御理解・御協力と合わせて、町民の皆様の英知と、ここに働く職員の方々の力を結集して力強く前進し、一つ一つ事柄に誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

我が国は、逼迫する財政状況のもと、人口減少や少子高齢化社会への対応は、社会保障制度の見直しなど、厳しい行財政状況にあります。当町は合併して12年が経ちました。今回町長選に出馬して、選挙で和水町全域をくまなく回りました。町は4年前と様変わりしていることをひしひしと全身で感じたところでございます。空家が増え、一人暮らしの方が増え、耕作放棄地が増えている状況を改めて感じたところです。10年後、20年後を想像したときに、身震いをする思いがいたしました。

町の人口も減少の一途にあります。また、和水町は政策課題が山積いたしております。菊水区域の学校統廃合事業は、早急に進めなければなりません。特別老人ホームの建て替え、学校統廃後の跡地の対策等々、早急に検討することは山積いたしております。議員の皆様にも、今後の町

政運営につきましては、絶大なる御支援・御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、招集に当たっての私のあいさつとさせていただきます。大変お世話になります。

議員におかれましては、議会構成が整いまして、議長に蒲池恭一議員、副議長に森潤一郎議員が選出され、常任委員会の委員並びに議会運営委員会の委員の選任、有明広域行政事務組合の議会議員、それぞれ選出いただきました。これを持ちまして、和水町議会の構成がすべて整い、町議会は正式に機能する運びとなりました。心よりお慶びを申し上げます。

町議会におかれましては、その機能を大いに発揮されまして、議員各位におかれましては、町政発展のため、格別の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今議会に上程しました案件は、専決処分5件、平成30年度一般会計補正予算1件、主な事業といたしましては、大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会負担金、1市2町いだてん地域振興協議会負担金、道路改良工事等であります。

以上、主なものについて申し上げましたが、詳しくはこの後、提案理由の中で御説明を申し上げますので、御審議いただき、いずれも原案どおりの御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

和水町議会の新しい船出に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） 高巢町長には、和水町の振興・発展のため、御尽力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

---

#### 追加日程第12 承認第2号 専決処分の報告並びに承認について

（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第6号））

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第12、承認第2号「専決処分の報告並びに承認について」（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 承認第2号、専決処分の承認について。平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣でございます。表紙の裏面を御覧ください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,342万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月16日専決、和水町長福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

3 款公債費、1 目元金を20万2,000円増額し、3,502万2,000円となります。内訳として、23節償還金利子及び割引料を20万2,000円増額するものです。これは、元金を償還する年数を多く算定し、償還額の予算計上をしていたため、予算に不足が生じたものでございます。

次に歳入でございますが、5 ページを御覧ください。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水使用料について、20万2,000円の増額補正をしております。これは、事業費が増額したことにより、今回、補正を行うものであります。

以上で、承認第2号、専決処分の承認について、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

### 追加日程第13 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

（平成29年度和水町一般会計補正予算（第6号））

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第13、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」（平成29年度和水町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 承認第3号、専決処分の承認について。平成29年度和水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し承認を求めるものでございます。平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

予算書表紙の裏面を御覧いただきたいと思っております。平成29年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,799万6,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,157万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成30年3月31日専決、和水町長福原秀治でございます。

第1表、歳入歳出予算補正について、主なものを説明をいたします。まず1ページを御覧ください。まず歳入です。2款の地方譲与税から2ページの15款の県補助金までにつきましては、交付金が確定したことによる補正でございます。19款繰越金は、前年度からの繰越金を財源調整のために1,022万円を減額するものです。

3ページ、20款諸収入228万1,000円の減額は、熊本地震復興事業の宝くじ交付金で、農産物ブランド化PR事業の実績に基づき減額するものです。以上、歳入補正の概要説明を終わります。

歳出について、第1表ではわかりづらうございますので、資料として添付しています歳入歳出予算事項別明細書にて説明を申し上げます。11ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を144万4,000円減額いたします。主なものは、13節委託料のファミリーサポートセンター委託料をはじめとする外2事業の実績に応じて減額するものでございます。また、23節償還金利子及び割引料の子どものための教育・保育教育費交付金について、実績に伴う返還金が生じたものでございます。

その他、2款の総務費、それと6款の農林水産業費、それと7款の商工費、8款の土木費につきましては、事業実績に応じて財源の組替えが生じたものによるものでございます。

12ページを御覧いただきたいと思えます。10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費を415万円を減額するものです。これは和水町総合グラウンドの維持管理費の予算残と、和水町体育館屋根防水工事などの入札残を減額するものです。その下、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費を272万4,000円を減額するものです。これは和水町総合グラウンドの倉庫裏の土砂災害復旧工事の入札残を減額するものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思えます。12款公債費、1項公債費、1目元金を2,490万円減額いたします。元金公債費については、平成28年度からの繰越事業について、いつでも竣工に伴う借上げができるように予算を確保してきたものでありますけれども、結果、年度後半に竣工が集中したために不用額が生じたものでございます。2目の利子につきましては、新規借入分の利子が見込みが下がった、下回ったものによるものでございます。

以上、歳出補正の説明を終わります。続いて6ページを御覧いただきたいと思えます。第2表、繰越明許費補正につきまして説明いたします。追加といたしまして、10款教育費、5項保健体育費、事業名、保健体育推進費に256万円を追加いたします。これは金栗生家建物診断にかかる予算で、熊本建築士会の文化建造物ドクターとの契約を見込んで、平成29年9月議会で承認いただいた予算でございます。しかしながら、熊本地震で被害に遭った文化財建造物が県内に多かったことから、診断業務の竣工までには至らず、今回、補正して繰越すものでございます。

以上、専決第3号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### 追加日程第14 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

（和水町税条例の一部改正について）

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第14、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」（和水町税条例の一部改正について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 承認第4号、専決処分の承認について御説明いたします。

和水町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

専決処分の概要でございますが、平成30年度の地方税制改正に関連しまして、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布され、原則として、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、和水町税条例の一部を改正する条例についても、同時から施行する必要が生じたので、地方自治法の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきました。

平成30年度の地方税制改正では、個人住民税、また法人住民税、固定資産税、地方たばこ税と項目のほうがそれぞれ平成30年の4月1日、10月1日、31年の1月1日に施行されるという広範囲の改正となっておりますので、今回の改正では、施行日が平成30年4月1日施行日の部分のみ専決処分をさせていただきました。残りの施行日の部分につきましては、次回定例会にて一括して上程し、御審議いただく予定としております。

主な内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。まず、新旧対照表の1ページを御覧ください。対照表の部分で下線の部分が改正の内容となりますが、この1ペ

ージ目につきましては、ほとんどが法律改正に伴う字句の訂正、項の追加、又は繰上げ、繰下げ  
というような改正となっております。

続きまして、同じく新旧対照表18ページのほうを御覧いただきたいと思います。18ページの11  
条のところ、固定資産税、土地の部分になりますが、この特例につきまして、既定の現行の仕  
組みを3年間延長すること、及び同じくこの固定資産税、土地につきまして、特例措置につい  
ても適用期限をそれぞれ2年間延長する改正となっております。これ以降の年度につきましても、  
それぞれが3月31日で一度法のほうが施行は止まりますので、4月1日から新たに2年、又は3  
年の期間延長の部分を訂正として加えております。

以上で承認第4号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りま  
すようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時25分

再開 午後4時30分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第15 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第15、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」（和水町  
国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 承認第5号、専決処分の承認について御説明いたします。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

専決処分の概要でございますが、平成30年4月1日から、市町村が保険者となっております国民健康保険が、都道府県に移管されたことに伴う改正と、地方税法施行令の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても同日から施行する必要が生じたので、地方自治法の規定により、3月31日に専決処分させていただきました。

主な内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。1ページのほうを御覧ください。下線の部分が改正の内容となっておりますが、この部分は、平成30年4月1日から、市町村、和水町が保険者となっております国民健康保険が、都道府県、熊本県に移管されたことに伴い、追加された文言となっております。

また、2ページ目以降の金額が改正してある部分につきましては、現在の経済動向等を踏まえまして、軽減措置を設けている世帯の割合のほうを縮小しないよう、基礎課税額、また2割軽減、5割軽減、それぞれの軽減判定所得の基準額を、それぞれ1万円、また5,000円引上げ、軽減対象範囲の拡充が図られたものでございます。

今回の改正部分を昨年度の実績に当てはめてみますと、軽減される世帯のほうはそれぞれ2世帯ほど増加しまして、国保税の収入が10万円程度減収する見込みとなりますが、この減収した部分につきましては、国からの交付金等で補填されることとなっております。

以上で承認第5号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

追加日程第16 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

（和水町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について）

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第16、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」（和水町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 承認第6号、専決処分の承認について御説明いたします。

和水町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の概要につきましては、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思っております。この部分も、国民健康保険が市町村から都道府県に移行され、国民健康保険の財政主体のほうは都道府県、熊本県となりましたので、市町村は都道府県に納付金を納める仕組みとなったことに伴いまして、第1条等で基金条例の設置及び処分の項目につきまして、それぞれ今回の改正に合わせた表記のほうに改正し、地方自治法の規定によりまして、3月31日に専決処分をさせていただきます。

以上で、承認第6号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

追加日程第17 議案第30号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第17、議案第30号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第30号、平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。予算書の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,383万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億4,659万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。まず2ページを御覧いただきたいと思っております。歳入でございます。14款の固定資産の国庫補助金に1,664万円を追加いたします。これは国の社会資本整備総合交付金の増額分です。道路整備事業に充当するもので、対象となるのは、路線、江田高野線の道路改良事業に充当するものです。

15款県支出金の県補助金に2,380万4,000円を追加いたします。これは、熊本地震復興観光拠点整備交付金として、観光費の大河ドラマ「いだてん」事業に充当されるものです。

19款繰越金には、財源調整のため7,139万3,000円を追加いたします。

20款諸収入にコミュニティ助成事業助成金200万円を追加いたします。観光費の1市2町「いだてん」地域振興協議会の事業費に充当するものでございます。以上、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出の説明を申し上げます。9ページを御覧いただきたいと思っております。

主なものを抜粋して説明を申し上げます。7款商工費、1項商工費、3目観光費に6,569万2,000円を追加いたします。これは、大河ドラマ「いだてん」の事業の推進のために補正をいたします。主なものは、大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会負担金や、玉名市・南関町・和水町で組織しています1市2町「いだてん」地域振興協議会負担金に使用するものでございます。コミックマンガの作成等が計画されております。歳入で説明いたしました県補助金の熊本地震復興観光拠点整備交付金が事業推進の財源として充当されているものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費に4,190万円を追加いたします。歳入の説明で申し上げました国庫補助金が、江田高野線の改良整備事業の財源として充当されているものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思っております。10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費に214万円を追加いたします。これは、金栗四三生家活用のための案内看板の作成や、記念講演会等の事業費として計上するものでございます。歳出の主なものの説明を終わります。

以上、議案第30号、平成30年度和水町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 9ページの公民館費、地区公民館補助金として26万計上されております。この補正での26万ということですが、上津田地区の公民館ではなかろうかと私は思っ

おります。昨日今日、この公民館を私は見てきました。何をするのか、この補正が。瓦交換であるのか。瓦交換はびっしりとしてあります。この点、どのような説明、これは何を補正なのか。私はわからないところがいっぱいでございます。総務課長は、この3月の当初予算の見落としと何とかちょっと仰られたと。全協の中で。しかし、現時点ではきれいにしとるわけですね。それによって補正は何のための補正なのか。

総務課長、それからこれは公民館費だから社会教育、御存知だろうと思いますが、私はこの議案の中での三遍しか質問ができませんので、本当にこれが必要なのか。実質的にどこをどうやるこの補正なのか、十二分な説明をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 場所の確認ですね、最初。それと工事の内容について説明を求められますのでよろしくをお願いします。

社会教育課長 前淵康彦君

○社会教育課長（前淵康彦君） 庄山議員の御質問にお答え申し上げます。

この地区公民館建設補助金は、上津田区への補助金でございます。この補助金につきましては、和水町地区公民館建設費補助金交付要項に基づき支出する補助金でございます。例年でいきますと、前年度におきまして、分館長、体育部長合同会議において、その次の年度の補助金の申請についての説明を申し上げ、希望する地区からは、9月30日まで、前年度の9月30日までに計画書を提出していただくことになっております。そして、町のほうではその計画書が出ましたならば、審査をして、計画承認を前年度においてするということが要項上になっております。

そして、この承認に基づきまして、次の年度の、いわゆる今回は平成30年度の当初予算に予算を計上して、予算を確保した上で補助金の交付決定を行うというのが通例でございます。

ただ、この補助金の上津田区の補助金につきましては、前年度において、私どもの事務の不手際で予算計上もれをしておりました、今回、補正という形をお願いを申し上げたいということでございます。事務の不手際がありましたこと、誠に申し訳なくお詫び申し上げたいと思います。

なお、上津田区におきましては、この要項に基づいて、事業計画書の提出、それから町の計画承認を受けて、新年度になりまして、平成30年度でございますが、交付申請書を提出いただいております。また、要項上は交付申請書には契約書を添付するということが条件になっておりました、既に上津田区と事業者さんの間で契約書が取り交わされ、その交付申請書が出された。その時点で町のほうが、私どものほうが予算がないことに気づいたということで、今回、補正を、誠に申し訳なく思います。お願いするものでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時48分

再開 午後4時49分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 今まで、ありきの予算、これが通用するならば、前もしに全部しもうとって、後付けの予算、これも可能というような私は解釈ができるのかなというふうに思います。わかった時点でどういうことなのかわかりませんが、本当であるならば、中途へんでおいても、予算がないとだから、それを執行している段階と。そしてもう完璧に終わつとると。おかしな話じゃないですか。予算はないとですよ。後付け予算ですよ、これは。じゃなかつですか、私はそう思いますよ。後付け予算でそれが罷り通る議会ならば、私は非常にこれは不愉快と。そういうような職員がおるならば、はっきりした、どの方がやられたのか、どの方が実質的に見過ごされたのか、はっきりその点、課長、わかりますか。

そういうミスがあるということは、執行部の汚点ではないですか。私はそう思いますかね。予算がないのに執行させて、中途へんでも止めもしとらん。そのままの状態、はい、後付け予算ですよ。補正ですよ。これが罷り通る予算ならば、予算の必要は私はないと思います。はい、間違うとりました、私が入れ損のうとりましたと。それぐらいの職員がおるということは、残念ですね。どうですか、執行部は。

これは総務課長も確かにお断りをされました。しかし、これが罷り通るような予算であるならば、本当にこれが疑問視されるわけですね。町民から考えれば、後付け予算、どぎゃんでんよかぞというふうに見られます。どうですか、町長、その点。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢泰廣君

○町長（高巢泰廣君） ただ今、庄山議員から御指摘がございました件につきましては、誠に私も遺憾に思っております。私が聞きましたのは、22日の日に電話がございまして、これはどがんなつとつとですかということで、全く私も中身が理解できませんでしたもんですから、23日に、とにかく8時半には担当課長も来てもらいまして説明を求めたところでございます。

内容は、7月の、昨年の7月10日に事業計画書の提出が上津田区から提出をされております。そうしまして7月11日の日に計画承認が町から出されております。この間、12月と4月に担当者の交代がございまして、このへんで行き違いがあったのかなと、これは想像でございしますが、想像で言ったらいけないでしょうけれども、このへんが引き継ぎがうまくなされとらんじゃったんだらうというふうに私は理解をしたところでございます。

4月の2日に交付申請書、契約書を添付したやつが上津田区の区長さんから提出がなされております。このときに社会教育課も気づいたと。予算の計上もれを気づいたというようなことだそうでございます。あつてはならないことでございます。もうお叱りはごもっともでございます。しかし、区としては、もう既に契約書も交わし、工事の予定がもう入つとると。雨前にやつとかないとどうしてもだめだというような判断をされて、もう工事は続行されたというふうに報告を聞いたところでございます。

その間に、4月の6日、社会教育課長が上津田区長さんにお詫びと説明にも行っております

けれども、更に4月の11日、三加和公民館に区長さんが来られまして、とにかく交付金を確約がほしいというようなことだったようでございます。しかし、もう事業としてはもう既に動いているというようなことで、もう待てませんというような御返答だったらしいです。区長さんとしては、もうここまで来てやらざるを得ないというようなことだったようでございます。それが聞きましたのが、先ほど言いましたように23日。今回、これはもう議会にもお断りを申し上げ、そして、今回の補正で、本当に申し訳ございませんけれども、お認めをいただくように御配慮といたしますか、そのへんにつきましては、慎重検討されまして、是非ひとつ御承認を、今回につきましてはいただきたいと思っております。

本当にこのようなことがあり、誠に申し訳なく思います。補助金の予算化計上もれと。初歩的なミスでございます。これが罷り通っては、今後2度とこのようなことがあってはなりません。しかし、これを機会に私ども、すべてが、私もはじめすべての職員が、あらゆることに関しまして、しっかりとチェックをかけ、二度とこのようなことがないように、今後しっかりと指導もしてまいりたいと思っておりますし、また、担当者もそのつもりでおると思っておりますので、今回につきましては、何とかそのへん、御理解を賜りまして御承認をいただきたいというのが私の思いでございます。ひとつ、大変御迷惑をおかけいたしましたことを、議会の皆様にお断りを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 町長は4月の15日までまだ議員で、もう辞められて、もう無職の状態と。その以降、町長としての任務に立たれて、その後、発覚というようなことで、この問題が起きたのは、以前の町長、福原町政の中で、その基本となる総務課長、上原総務課長が十二分な内容は把握されておると思っております。

総務課長やら課長においては、この問題あたりも知られていたのか、その点もお尋ねしたいと。そして、今後こういうことがないようにと。それはもちろんですよ。それは常識です。私が一番心配するのは、今になってこういう問題をさらさらと流していただくというようなこと自体が、非常に我々議会を無視されたような感じがしたわけです。だから、はっきりこの本会議場で言っているわけです。緊張感を持ってやっていっていただかんと、これが罷り通りますよと。

そういうことを今後お願いをしながら、また、総務課長には、知られていたのか、その点もお尋ねして、引き継ぎ等もあったと思っておりますが、社会教育課の課長も、十二分に考慮していただいて、今後の職員に対しての対応もしっかりとやっていただく、それが私の願いです。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 庄山議員の御質問にお答えいたします。

今回の4月の臨時議会で、提出案件という形でこの上津田区の分が上がってまいりました。それまでは私は把握はいたしておりませんでした。

しかしながら、これを協議する際に、やはり非は非として認めて、きちんとこの場でお詫びを申し上げて、御理解を得て、その上で御審議の上、御承認いただくならということで、あえて申し上げたところでございます。

今後このようなことがないように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 本日の会議を延長します。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時0分

再開 午後5時34分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

11番 森 潤一郎君

○11番（森 潤一郎君） 9ページの商工費、あるいは3番の道路新設改良費の所なんですけど、私がお尋ねしたいのは、三加和中学校から金栗四三翁のここまでの実家までのあの線は、ちょっと私、うろ覚えで申し訳ありませんけど、中林線というんですかね、あの線は。

あそこを先般選挙運動のときに何回か通りまして、あれ、まだここは全然手がついとらんなどいうふうにちょっと思ったんですよね。

○議長（蒲池恭一君） 森議員、すいません、ちょっとかこつけてお願いしますね。かこつけて質問をお願いしたいと思います。

○11番（森 潤一郎君） 何をつけて。

○議長（蒲池恭一君） ここは、ここに入ってる予算内のところで質疑をお願いいたしたいと思えます。

○11番（森 潤一郎君） ああ、はい。そういうことで、ちょっとこれに関連するのかなのかということで、私はちょっとわからなくて、一応質問という形に立ちましたけど、いわゆる私が尋ねたいのは、この、いわゆる「いだてん」の計画が、ちゃんと執行部の計画が、道路問題あるいは観光関係の問題、ちゃんと順調に進んでるかどうか、そのへんをひとつ確認したいということで質問しました。

ちょっとこの2点からは外れた問題になろうかと思えますけど、そのへんはひとつ議長のほうで配慮方よろしくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 今の所は、生家の所も含めた西光寺中林線ということで御理解いただいで答弁をいただきたいと思えます。

執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今御質問の西光寺中林線でございますけれども、こちらのほうは、大河ドラマ「いだてん」のほうが来年1月からドラマ放映されるということでございますけれども、こちらのほうの工事が、今、計画では平成32年の3月ということで、ドラマが始まるまでには、大変厳しいですけれども、工事は完了はできないと。

ただ、これから工事を進んでいくわけですが、通行に支障がないように、こちらの観光客にも御不便がないように、御迷惑かからないように、安全を保ちながら工事を進めていく次第でございます。

（「はい、結構です」と呼ぶものあり）

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 6ページの歳入の、総括の中の歳入の繰越金、今度の補正で7,139万3,000円というようなことで入っております。この繰越金の残額といいますか、これがどれぐらいまだ繰越金が、これは非常に言いにくいかもしれませんが、今後の財政の中で、最終的な結論はまだ後ということになるかと思いますが、残額がわかるならばお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 繰越金の残額ということですが、お察しのとおり、まだちょっと正確にはわかりません。日々、数字、金額が動いております。まして5月の出納閉鎖まで日に日にたくさんのお金が動いております。

ただ、ちょっと直接的な回答にならないかもしれませんが、大きな事業が「いだてん」関係、それと学校の改修関係、それと、グラウンドの改修関係、諸々控えております。町長のお言葉にもありましたとおり、特老の問題とかですね。

当初、今年も行いますけれども、財政計画を議員の皆様方にお話をさせていただいております。その中で繰越金が尽きるのは、昨年説明したよりも若干早くなろうかなというふうに思っております。そういったものの、今大きな事業を申し上げましたけれども、これをここ1年でやってしまうとなると、かなり厳しいと。そのために財調もでございます。御存知のとおり30数億あったと思いますので、そういう状況です。大変申し訳ございませんが、回答になりませんが、以上のような状況でございます。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 私はこれはなぜお尋ねしたかという、やっぱり繰越金ゼロじゃ非常に厳しいと。来年度の関係もあるわけですから。最低ライン、繰越金の残額は去年の残額と同等ぐらいには置いとくと、予算、31年度の予算関係に影響するのではないかとというふうに懸念をしておりますので、この使い方が、これから先まだあります。慎重に使っていただいて、そして、31年度の予算に向くような予算付けの残額は確保していただきたいというふうに思いますので、

31年度、まだ30年度の出発ですが、非常に財政厳しいというようなお話、毎年毎年こうなってきましたので、今後の使い方を十二分に考えていただければ結構かと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今の御意見真摯に受け止めたいと思います。ただ、御期待になかなか応えにくいと思います。今年度からの繰越金と同額を来年度の繰越というのは大変厳しゅうございます。ですから、どこかの段階で繰越金が見えた段階で、財政調整基金を取り崩すとか、そういった繰越金がゼロになると非常に動きにくくなりますので、繰越金をある程度確保をしながらでも、早めに財調を崩して、いろんな行事、事業に柔軟に対応できるような財政状況は作っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

3番 齊木幸男君

○3番（齊木幸男君） 時間が押している中、大変申し訳ございません。今は和水町非常に注目されております。大河ドラマ、先ほどからずっと議題出ております。こういう状況であって、この税収を増やす、一般企業でしたら収入を増やすという努力をするんですが、税収を増やす努力、若しくは、何かそういう活動をされてるかどうか。質問は3回までですかね。大きくは1回、その増収、税収を上げる努力はされますかということ。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時44分

再開 午後5時45分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問はありませんか。

3番 齊木幸男君

○3番（齊木幸男君） 歳入の税収を増やすということで、非常に今、注目されてるということで、このゴルフ場の利用者を増やす、若しくはふるさと納税ですか、上げる、そういう努力というか、活動は、補正予算でありますかということをお聞きしたいです。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと、しっかりとまた説明をしながらしますので、今回、そこらへんは今回はですね、受け付けして、そういう取り組みについてお答えをしていただければと思いますので、ちょっと思いとかあればですね、よろしくお願いします。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 齊木議員のお尋ねにお答えいたします。

税金のお話だったかと思いますが、まちづくり推進課のほうにおいて、ふるさと納税のふるさと応援基金ということで取り組んでおります。平成29年度において、10月から新たにインターネットの受付等を増やしまして、大手のインターネット受付の業者、3業者を12月までに増やしております。その関係で増収を今得ておるところでございます。

さらにこれを伸ばすためには、町内においての返礼品等々の充実が必要かと考えております。このへんも合わせて新年度、30年度においても取り組みたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今の3番齊木議員の御質問にお答えします。

税金のほうに関しましては、今の予算書の6ページを見ていただきますと、歳入の一番上に町税ということで、8億7,400万程度が予算書のほうに計上してあります。大体町のほうの税金の収入というのが、8億5,000から7,000ぐらいの収入の状況となっております。

その中で、税務住民課としましては、確かな課税と申告とをしていただきまして、納税をしていただくというのを加えまして、新たに今年の1月には償却資産、各事業所の方に、償却資産の申告のほうもお願いをいたしまして、今、償却資産のほうが少し伸びている状態で、特に太陽光発電、これが多くなっておりますので、太陽光発電で固定資産税の中で3,500万程度は固定資産が上がってきておりますので、ここ2、3年はその償却資産として税金のほうで3,000万程度増えている状態です。

あとは収税係のほうでは、滞納とかそういうのがないように、きちっとした徴収を行いながら、少しでも徴収のアップということで取り組んでいるところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第18 同意第17号 監査委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第18、同意第17号「監査委員の選任について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 高巢泰廣君

○町長（高巢泰廣君） 同意第17号、和水町監査委員の選任について。和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、和水町久米野1123番地の2、氏名、松村慶次、昭和25年1月3日生まれ、平成30年4月24日提出、和水町長高巢泰廣。

提案理由でございます。監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが議案を提出する理由である。

松村さんにおかれましては、平成18年から3期12年の町議会議員として、議会活動を通じて、予算関係、町が行います事業等に対しては精通されております。監査委員として適当であります。御承認いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、松村議員の退場を求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第17号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第17号は同意することに決定いたしました。

松村議員の入場を願います。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時53分

再開 午後5時54分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただ今、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長により継続調査の申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第19として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加

日程第19として議題にすることに決定しました。

---

**追加日程第19 閉会中の継続調査について**

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第19、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長より閉会中の継続調査申出が提出されております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

平成30年第1回和水町議会臨時議会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

閉会 午後5時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員